

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 移動型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,176	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	1,172 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	39 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,349	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	2,342 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,727	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	3,715 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	268	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	※1月の中で全部で4回まで 267 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	240
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	272	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	※1月の中で全部で9回から9回まで 271 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	244
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	287	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	※1月の中で全部で9回から12回まで 286 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	167	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一	※1月につき22回まで 166 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137 /1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100 /1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55 /100加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63 /1000	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42 /1000	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1 /1000	

※合成単位数については、国が規定する単位数を市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用サービスコードである。